

(2) 子育てに伴う経済的負担の適正化

経済的な問題から適切な保育・教育が受けられない子どもが発生しないよう、各種手当を確保するとともに、保育料の適正化に努めます。

保育料の適正化 (児童家庭課)

野田市の保育料については、平成3年以降13年間にわたって改定されていないため、近隣市と比較しても、国の徴収基準単価より相当割り引いたものとなっています。

平成10年以降近隣市の多くが保育料の改定を行っている状況や応益原則での徴収を方針として打ち出した国の考え方を踏まえれば適正化に向けた検討が必要です。

【事業、施策等の現状】

野田市児童福祉審議会における平成14年2月14日付の保育所保育料の改定に関する答申では、『「野田市エンゼルプラン」において、保育料について「3年毎に検討、見直しを行っていく」との方針を明記していることを踏まえ、経済情勢の動向や近隣市町のバランス等を注視しながら、定期的に保育料の見直しの可否を検証し、適当な時期に保育料の改定を行うこと。』とされ、当時は経済情勢が芳しくなかったため、全面的な保育料の改定は見送られました。

このような結果として、既に13年間保育料は改定されておらず、近隣市町と比較すると、1～3歳児では2割近く低い料金設定となっています。このため、国の徴収基準額により徴収した場合(国1/4、県1/8、市町村1/8、保護者負担1/2とする法定運営費の負担割合いに準拠した徴収)と比較すると、実際に保護者が負担している割合は、平成15年度決算で見ると66.7%(徴収基準額1/2に対する保育料収入の割合)に過ぎず、残りは市税で負担しています。

実績

平成13年度において

- ・固定資産税額による賦課制度を廃止
- ・日割制度を導入
- ・延長保育の対価として延長保育料を徴収

階層区分の最高階層が所得税額 36 万円以上となっていますが、国や近隣市町と比べ低い設定となっています。(国 40 万 8 千円。近隣市町 51 万円～132 万円。結果的に野田市では 40 万 8 千円以上の者は国基準に比べ、特に 0～2 歳で 64～68%と低い水準になっています。)

現在の経済情勢については、平成 16 年 7 月の財務省関東財務局の管内経済情勢報告において、「全体としては改善の動きを緩やかながら強めつつ、回復しつつある」と表現されているが、消費者物価指数については依然低迷している状況となっていること、各自治体とも厳しい財政事情となっていることに鑑みれば、確実な景気回復の見直しは、不透明であります。

【事業、実施等の課題】

近隣市町と比べると、各年齢階層、所得階層において基本的に安くなっており、特に 1～3 歳児については、2 割近く安くなっているという状況であります。

また、近隣市町では、松戸市が平成 15 年度に、流山市が平成 15 年度、16 年度に改定を行うなど、適正化の動きがみられます。

保護者から、保育所への入所児童が 2 人以上となった場合の第 2 子保育料半額制度や第 3 子保育料無料制度の導入が求められています。

【施策の方針】

平成 16 年度は 3 年に一度の保育料の見直し(国基準との乖離の解消)年度となっておりますが、現状では、経済情勢が回復したとまで言い切れないことから、今後 1 年程度をかけて課題について検討し成案を得ていきます。

3 年毎の見直しについては、引き続き経済情勢、近隣市町とのバランスに配慮する中で実施していくこととします。

各種手当の助成・充実等

遺児手当については「ひとり親家庭支援総合対策プラン」において見直しを図っていくこととされています。このことを踏まえ、遺児手当支給対象者の範囲及び所得制限等についての見直しを図っていきます。

乳幼児医療費助成制度など各種手当の助成制度の周知について引き続き制度の啓発・周知の強化を図っていきます。

(ア) 遺児手当の適正化〔既存〕（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

受給対象者数

年度	受給対象者 (人)	就学前(人)	小学生(人)	中学生(人)	合計(人)
15年度	957	407	682	336	1,425

【事業、実施等の課題】

ひとり親家庭支援総合対策プランにおいて『遺児手当については、現在は生別のひとり親家庭にも支給が行われており、児童扶養手当の機能を補完している側面があるが、交付対象者が児童扶養手当と一部重複し、政策目的が不分明になっている面があることから、受給者の家計に与える影響にも留意しつつ、ひとり親家庭支援制度上の位置付けの明確化を図るとともに、適用対象及び交付額の見直しを行う。』とされています。

【施策の方針】

遺児手当制度の創設時の考え方、近隣市町の動向、受給者の家計に与える影響等を考慮しつつ、適正化に向けた検討を進めていきます。

(イ) 乳幼児医療費助成制度の周知〔既存〕（保健センター）

【事業、施策等の現状】

助成制度の啓発・周知については、母子健康手帳交付時及び両親学級において実施するとともに、市内各地域の保健推進員が訪問相談等を行う中で実施しています。

さらに、平成 15 年度については、制度改正のため市報による広報及び該当者個別通知を実施しました。

実績

(平成 15 年度)

・助成金申請件数

旧制度		1,513 件
新制度	現物給付	36,292 件
	償還分	524 件

【事業、実施等の課題】

病気の早期発見・早期治療及び子育て支援の一環としても、制度の啓発・周知が重要であり、継続して周知徹底を図ることが求められています。

【施策の方針】

引き続き制度の啓発・周知の強化を図っていきます。

(ウ) 児童手当支給事業の推進〔既存〕（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

対象世帯に児童手当支給制度の周知をしています。

実績

- ・市ホームページと市報に掲載するとともにリーフレットを配布
- ・転入者・出生届提出者に対し、市民課窓口において、児童手当チラシを配布
- ・母子手帳交付時に児童手当チラシを配布
- ・15年度から休日の出生届提出者に対し、休日受付窓口において、児童手当チラシを配布

平成16年6月に「児童手当法」が改正され、支給対象がこれまでの義務教育就学前児童から小学校第3学年修了前児童までに拡大されました。

児童手当制度の周知徹底を図るため、ホームページ・市報への掲載及び関係機関窓口チラシを設置することで情報提供するとともに、母子手帳交付時及び転入届・出生届提出時に児童手当制度チラシの配布を徹底することにより、申請漏れがないように努めています。

申請者の利便を図るため、支所・出張所でも受け付けています。

【事業、実施等の課題】

経済情勢の低迷に伴い、子育てに係る経済的負担が増加している中で、少子化対策の一環として、平成16年6月の「児童手当法」改正により対象年齢が引き上げられたことを踏まえ、個別に周知しておりますが、手続きをしていない方や、対象とならなかった方への周知について今後も継続して行っていく必要があります。

支給金額が引き上げられていないため、平成16年6月の「児童手当法」改正による制度の定着を当面見守りつつも、国の動向を注視していく必要があります。

【施策の方針】

子どもの健全育成と子育てに係る経済的負担の軽減となることから、今後も引き続き、様々な手法により児童手当制度の周知を図っていきます。

(工) 私立幼稚園就園奨励費補助事業の推進〔既存〕（学校教育課）

【事業、施策等の現状】

私立幼稚園在園児の保護者に対し、幼稚園を通じて「保護者の皆様へ」を配布し、就園奨励費補助金制度の手続きについてお知らせしています。

毎年、国の補助限度額の改定に伴い、市の交付規則を改正し、国の補助限度額と同額を交付しています。

実績

(平成 15 年度)

・ 補助対象者

国庫 1,446 人、市単 551 人

【事業、実施等の課題】

単独補助金の単価については、各市町が独自に定めているが制度そのものは、継続していく必要があります。

【施策の方針】

私立幼稚園就園奨励費補助金は、国庫補助の上乗せについて各市町の単独事業として補助金を交付しており、野田市としては、現行水準を適正な水準と認識していることから、今後も継続して実施していきます。

この制度については既に定着しておりますが、幼稚園を通じて保護者へ就園奨励費補助金制度の手続きについてお知らせしていきます。また、国庫補助を活用した制度であることから、国の動向を見極めつつ制度の維持・継続を図っていきます。

(オ) 各種奨学金制度の推進〔既存〕（学校教育課）

【事業、施策等の現状】

市内中学校3年生の保護者全員に野田市育英資金制度のお知らせを配布するとともに、3月・4月の市報に掲載し、貸費生を募集しています。
また、予算の状況により、追加募集を行っています。

実績

(平成 15 年度)

・対象者数

高校 11 人、大学 37 人

【事業、実施等の課題】

例年、電話等の問合せのなかで、市報掲載を知らない方が多く、周知徹底を図る必要があります。

【施策の方針】

市報の他にミニコミ誌等にも掲載するなど、周知の徹底を図ると同時に、他の奨学金制度についての正確な情報を知らせていきます。

若者の自立を促すためにも、勉学を希望する若者が経済的理由でその機会を失うことがないように奨学金制度による支援を一層推進していきます。

(カ) 就学援助制度の推進〔既存〕（学校教育課）

【事業、施策等の現状】

毎年学期初め及び入学式に制度の案内を保護者に配布し、就学困難な世帯の把握に努めています。

実績

(平成 15 年度)

小学校 490 人、中学校 247 人

【事業、実施等の課題】

学校生活における認定者のプライバシーの保護が重要であり、今後もプライバシーの保護に十分配慮した運用が求められています。

【施策の方針】

教育委員会と学校の担当者、担任との連絡を密にし、就学困難な世帯の把握に努めるとともに、プライバシーの保護に万全を期していきます。